

## 「不正競争防止法の一部を改正する法律案」に対する当協会の意見書

2001年3月12日

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

事務局長 中村龍太郎

当協会では「不正競争防止法の一部を改正する法律案」に対して、以下の理由で反対します。

ドメイン名を、商品等表示と同一視する考え方には違和感があります。ドメイン名は、単なる識別子であり、それ以上でも以下の物でもありません。安易に規制を強化すべきではないと考えます。但し今の社会に於いて商標に近い使われ方をする側面があることも事実であり、特に著名な商標などについては、全く自由というわけには行かないと考えます。

具体的には、当協会において、主に3つの懸念を抱いております。

第一に、ドメインの不正利用に対する刑罰が重すぎます。同法12条によれば、同法違反の行為に対して「3年以下の懲役または300万円以下の罰金（刑事罰）」がかかってきます。これは他の法律と比べますとかなり重い罰則であり、罪刑の均等という観点からして不相当であると考えます。海外において、ドメイン名の紛争に限定すると、刑事罰がつくような法律は無いのではないのでしょうか。

世界的な広がりをもつインターネットにおいて、日本のみ突出した法整備をするのは問題であると考えます。

第二に、ドメイン名及びインターネットの特定が曖昧な点です。そもそもインターネットやドメイン名については明確な定義があるわけではなく、様々な角度からの見方があります。しかしながら、刑事罰の対象となるものについて曖昧なままでは、企業活動に萎縮効果をもたらし、我が国内のインターネット市場の発展を阻害させる結果になりかねません。法律上の表現が曖昧であることは、また、刑罰を科す法律である以上は、罪刑法定主義の原則からしても、規制行為は明確にするべきであると考えます。しかも、今回のような定義の仕方では、個々のホストやサブドメイン、クロージドネットワークなども対象となります。

ドメインやインターネットについて日本の一省庁が定義してしまってもよいとは思えません。また、このような刑事罰を有するような、法律の対象とすること自体が間違っていると考えます。

第三に今回のパブリックコメントの募集期間があまりにも短かすぎます。通常のパブリックコメント期間は（審議会の答申への意見募集などでも）1ヶ月程度です。ましてや、今回は、「法律」であり、それも「インターネット社会」に影響がでるものについてですから、一ヶ月程度のコメント募集期間をとるべきと考えます。

以上よろしく願いいたします。